

平成23・24年度の建設工事に係る入札参加資格審査の格付方針

入札審査課

第1 基本的な考え方

1 目的

「技術力の向上」や「社会や地域への貢献」に対する企業の努力を評価し、県内優良企業の育成に資する。

2 評価の考え方

- (1) 技術者等技術力評価の重視
- (2) 地域・社会貢献に関する評価項目の充実

3 評価方法

県内業者を評価点による評価の対象とする。

第2 格付審査項目

1 資格審査数値

- (1) 県内業者 経営事項審査の総合評定値 + 評価点
- (2) 県外業者 経営事項審査の総合評定値

2 技術者数

- (1) 技術力重視の観点から、土木、建築については1級相当技術者数を加味して格付けする。
- (2) 1級相当技術者とは、一級施工管理技士等にこれと同等と国土交通大臣が認めた者とする。
- (3) 2級相当技術者とは、二級施工管理技士等にこれと同等と国土交通大臣が認めた者とする。

第3 評価点の項目、基準等

1 工事成績

(1) 評価基準

県発注工事における過去2年間(平成20・21年度)の工事成績評点の平均点

(2) 配点 (業種ごとに加点)

(単位：点)

工事成績平均点数	配点
8.9点以上	120
8.7点以上8.9点未満	100
8.5点以上8.7点未満	80
8.3点以上8.5点未満	60
8.1点以上8.3点未満	40
7.9点以上8.1点未満	20

2 優秀工事表彰

(1) 評価基準

- ① 「埼玉県優秀建設工事施工者表彰要綱」に基づき表彰を受けた者。
- ② 「埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰要綱」、「埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰要綱」及び「埼玉県企業局優秀施工業者等表彰要綱」に基づき表彰を受けた者。
- ③ 2年間（平成21・22年度）の表彰を対象とする。

(2) 配点（業種ごとに加点）

（単位：点）

優秀工事表彰の区分	配点
埼玉県優秀建設工事施工者表彰要綱に基づく表彰により「優秀賞」を受賞した者（知事表彰）	40
埼玉県優秀建設工事施工者表彰要綱に基づく表彰により「特別奨励賞」を受賞した者（知事表彰）	30
埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰要綱、埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰要綱及び埼玉県企業局優秀施工業者等表彰要綱に基づく表彰を受賞した者（課所長表彰）	20

※ 80点を上限とする。

3 品質管理

(1) 評価基準

- ① ISO9001の認証を取得した者。
- ② 資格審査申請日現在の認証取得証（写）を提出した者。

(2) 配点（すべての申請業種に加点）

配点は30点とする。

4 技術点（技術者数）

(1) 評価基準

- ① 技術者を常勤職員として雇用する者。
- ② 審査基準日現在の経営事項審査における技術職員数により算出する。

(2) 配点（業種ごとに加点）

	1級相当技術者	2級相当技術者
配点	1人当たり5点	1人当たり2点

※ 100点を上限とする。

5 企業合併

(1) 評価基準

本県の入札参加資格業者同士の合併・営業譲渡（建設業の一切）があった場合で、新たに設立された会社、存続会社及び譲渡を受けた会社を対象とする。

(2) 配点（すべての申請業種に加点）

- ア 名簿登載日時点で合併・営業譲渡の日から3年以内 30点
- イ 名簿登載日時点で合併・営業譲渡の日から3年を超え5年以内 15点

6 防災協定の締結等

(1) 評価基準

資格審査申請日時点において下記の条件を満たす者。

- ア 本県と防災協定を締結し、一定の役割を担う者であって、協定書の写し又は防災協定を締結した団体が発行した証明書を提出した者。
- イ 埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度により地域防災サポート企業・事業所として登録し、本県が発行した登録証（写）を提出した者。

(2) 配点（すべての申請業種に加点）

（単位：点）

	防災協定の締結	地域防災サポート企業・事業所の登録
配点	30	10

7 環境への配慮

(1) 評価基準

- ① 埼玉県エコアップ認証制度又はISO14001の認証を取得した者。
- ② 資格審査申請日現在の認証取得証（写）を提出した者。

(2) 配点（すべての申請業種に加点）

配点は10点とする。

8 障害者の雇用

(1) 評価基準

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がある場合
申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる事務所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書の写しを提出した者。
- イ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合
申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者。

(2) 配点 (すべての申請業種に加点)

配点は10点とする。

9 子育て支援の推進

(1) 評価基準

資格審査申請日時点において次の条件を満たす者。

ア 「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定、厚生労働大臣に届出し、又は同法第13条に基づく厚生労働大臣の認定を受けた者。

イ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定を上回る育児制度を就業規則等で規定し、労働基準監督署に届け出た者。

(2) 配点 (すべての申請業種に加点)

配点は条件項目ごとに5点とする。

10 地域活動等

(1) 評価基準

次のいずれかの条件を満たす者。

① 平成20年10月1日から平成22年9月30日までの間に本県の機関等の施設管理に関するボランティア活動を実施した者、又は県の基金への寄附を実施し知事から感謝状を贈呈された者（原則として企業単体で実施したものを評価対象とする。）。

対象となるボランティア活動は、道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等のボランティア活動で、公的機関等との協定書や、公的機関等からの感謝状等により実施を確認できるものとする。

② 平成20年10月1日から平成22年9月30日までの間に新規に1人以上雇用し、資格審査申請日時点においても継続して雇用している者。

(2) 配点 (すべての申請業種に加点)

配点は10点とする。

11 建設業労働災害防止協会への加入

(1) 評価基準

建設業労働災害防止協会の加入者であって、建設業労働災害防止協会支部が発行した加入証明書を提出した者。

(2) 配点 (すべての申請業種に加点)

配点は10点とする。

12 入札参加停止等（減点）

（1）評価基準

- ① 平成21年度及び平成22年度に建設工事について本県から文書警告又は入札参加停止を受けた者。
- ② 入札参加停止を複数回受けた者はそれぞれの期間を合算し、その期間に対する点数により減点する。

（2）配点（すべての申請業種から減点）

- ア 文書警告 5点
- イ 入札参加停止

（単位：点）

入札参加 停止の期間	2か月 未満	2か月以上 4か月未満	4か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上1年 6か月未満	1年6か 月以上
減 点	10	20	30	40	60	80

第4 格付基準

- 1 基準の設定は、土木、建築、ほ装、電気、管、その他の工事業種とする。
- 2 資格審査数値については、県内業者、県外業者同等に取り扱う。
- 3 前回格付を基に、業者数の均衡に配慮して格付を行う。
- 4 格付の詳細は、格付要領で定める。

第5 公 表

今後定める格付要領、資格者名簿（格付、資格審査数値、客観的事項の審査数値、県による評価点数値及び1級相当技術者の数）については、格付を実施後、平成23年4月1日に公表する。